

お楽しみ交流会 参加された方の声

美味しいごちそうと素敵なソプラノ、ピアノを聞かせて頂き有難うございました。子供もいつもは眠ってばかりなのに興味津々、うれしそうに聞いていました。次の機会も楽しみにしています。今日は子供と一緒に来られて本当によかったです。

今日は、ゆっくり、のんびり、ホッとして頂きました。日々、世話に追われ、子供も、親も、ストレスがたまる中、心のオアシスとなりました。楽しかったです。美味しかったです。

初めて参加させていただきました。時間もなし、話すこともイヤな人もあるかもしれませんが、紹介なり、今の実状を話したり、聞いたりできる場面もあっていいのではないかと思います。豪華な料理、美味しかったです。

本当に久しぶりに皆さんにお目にかかれて、思いつけて出て来てよかったです。母、姉、娘の介護におわれる日常から、華やかな席に出て、リフレッシュできました。美しい歌声に娘を連れてくれば良かった！と少し反省もしていますが、、、。



OTK
支える

No 55

大阪府重症心身障害児(者)を支える会
全国重症心身障害児(者)を守る会
大阪支部

情報

**障害者自立支援法
障害者自立支援法円滑施行特別対策
の内容(要約版)**

守る会本部からの資料です。

- ・利用者負担の更なる軽減
- 1. 通所施設・在宅福祉サービス利用者(18歳以上)
- (1) 社会福祉法人減免の見直し

【現行】

社会福祉法人が提供する福祉サービスを利用する場合には、利用者負担の上限額を2分の1に引き下げる。

【見直し後】

社会福祉法人、NPO法人、公立施設などの福祉サービスを利用する全ての利用者について、軽減措置を現行の2分の1から4分の1に引き下げる。

- (2) 軽減対象世帯及び資産要件の拡大

【現行】

市町村民税非課税世帯は、社会福祉法人減免の対象となるが、市町村民税課税世帯は減免対象外。
個別減免の資産要件は、資産が350万円を超えた場合は減免措置の対象外。

【見直し後】

市町村民税非課税世帯のほか、市町村民税所得割額10万円未満の世帯も軽減対象とする。
(参考：市町村民税所得割額10万円世帯とは、収入ベースで概ね600万円の世帯)

守る会三原則

決闘を争う者には、争いの中
親も弱いては生かすことが
親も弱いては生かすことが
親も弱いては生かすことが
親も弱いては生かすことが
親も弱いては生かすことが

去る1月27日(土)に太閤園ダイヤモンドホールで「お楽しみ交流会」が開催されました。

おいしい食事と美しいソプラノの調べに和やかに楽しいひと時を過ごしました。

堺市への要望

平成18年11月14日に提出した陳情書に対して下記の通り、堺市より回答いただきました。



前ページから

番 号	陳情第110号
件 名	障害者（児）施策の充実について
審査委員会	健康福祉委員会
審 査 日	12月18日
審 査 結 果	本件については、委員会での審議を十分に踏まえ、当局に善処方を要望いたしました。

陳情の内容

1. 堺市に計画されている重症心身障害者のための施設を、医療と福祉が備わったものにしてください。

(1) 上記施設について

運営は、重症心身障害児・者をよく理解した実績ある法人に委託してください。

【回答】（福祉推進部事業者指導室）

サービス提供のための専門的な職能が必要と想定される機能（障害者に対する専門的相談、診療、介護等）のうち、制度上、市による直営が義務づけられているものは市が直営し、他の専門的機能については社会福祉法人などが運営することが想定されます。

重症心身障害者対応施設の運営は重点事業者が携わる必要があり、運営主体の選定に当たっては実績等も考慮する必要があると考えております。

重症心身障害児・者医療に実績のある医師を置いてください。

【回答】（福祉推進部事業者指導室）

医療的ケアの中心となる医師につきましては、重症心身障害者医療の専門知識はもちろんのこと、療育についての理解や経験、さらには障害者の自立支援に熱意があり、重症心身障害者（児）の生活を総合的に援助できる人材を確保することが重要であると考えております。

日中活動を行うスペース等を充実させてください。

【回答】（福祉推進部事業者指導室）

重症心身障害者対応施設は医療施設として位置づけられますが、医療的ケアばかりが重視されて、日中活動を行うために必要な機能が弱くなることのないように、医療的な機能に加えて生活の場としての機能を高める工夫も大切であると考えております。したがって、日中の活動プログラム等を実施しながら、ディルームなど日中活動スペースの確保について、今後とも十分検討してまいりたいと考えております。

重症児（者）通園事業を併設してください。

【回答】（福祉推進部事業者指導室）

重症心身障害者（児）ができる限り安心して豊かに在宅生活ができるよう、関係課との検討を図り、在宅支援機能としての通園事業の整備を予定しています。

通園事業の送迎を完備してください。

【回答】（福祉推進部事業者指導室）

通園事業の送迎につきましては、重症心身障害者（児）の在宅サービスを充実する上で有効な手段であり、その手法など具体的な内容につきましては、今後とも十分検討してまいりたいと考えております。

超重症児・者も利用できるショートステイを併設してください。

【回答】（福祉推進部事業者指導室）

重症心身障害者（児）ができる限り安心して豊かに在宅生活ができるよう、関係課との検討を図り、在宅支援機能としてのショートステイの整備を予定しています。

個別減免の資産要件

- ・単身の場合には、350万円 500万円まで拡大
- ・家族がいる場合には、1,000万円まで拡大

2. 障害児（通所施設・在宅福祉サービスを利用する18歳未満の児童）のいる世帯

(1) 社会福祉法人減免の見直し

【現行】

社会福祉法人が提供する福祉サービスを利用する場合には、利用者負担の上限額を2分の1に引き下げる。

【見直し後】

社会福祉法人、NPO法人、公立施設などの福祉サービスを利用する全ての利用者について、軽減措置を現行の2分の1から4分の1に引き下げる。

(2) 軽減対象世帯及び資産要件の拡大

【現行】

市町村民税非課税世帯は、社会福祉法人減免の対象となるが、市町村民税課税世帯は減免対象外。

個別減免の資産要件は、資産が350万円を超えた場合は減免措置の対象外。

【見直し後】

市町村民税非課税世帯のほか、市町村民税所得割額10万円未満の世帯も軽減対象とする。

（参考：市町村民税所得割額10万円世帯とは、収入ベースで概ね600万円の世帯）

個別減免の資産要件については、350万円 1,000万円まで拡大

3. 入所施設利用者（全ての入所者）

個別減免の資産要件を現行350万円から500万円に拡大。

事業者に対する激変緩和措置

1. 報酬の日払いに伴い減収の大きい事業者への激変緩和措置を強化。

80%保障 90%保障

また、旧体系から新体系に移行した場合の激変緩和措置（90%保障）を新設。

2. 利用者が通所サービスを利用しやすくなるため、送迎費用を助成。

3. 入所施設の利用者が入院した場合の保障措置を強化。

【現行】

6日分を1ヶ月間 8日分を最長3ヶ月間

【見直し後】

新法への移行等のための緊急的な経過措置

省略

実施時期

1. は、平成19年度実施

2. 、 は、平成18年度実施（補正予算で対応）

全国重症心身障害児（者）を守る会 近畿ブロック研修会 報告

平成18年度、近畿ブロック研修会が、1月20日（土）福井県敦賀市に於いて開催されました。

近畿ブロック長・品川清美氏の開会挨拶に始まり、福井県健康福祉部長・品谷義雄氏、敦賀市健康福祉部長・岩崎賢司氏の来賓挨拶に続き、来賓紹介、支部長紹介があり、午後より講演が二題ありました。

今回の研修は、障害者自立支援法施行に合わせ、「今後を見据えて...」というテーマで開催されました。

国立病院機構あわら病院・療育指導室長 笠井眞一氏は『新しい障害保健福祉時代の到来と療育』の演題で、福祉の転換期を迎え、多方面からの発信を元に、あわら病院の療育現場から熱っぽく発言されました。

全国重症心身障害児（者）を守る会・顧問 山崎岡島氏は『措置から契約』の意味するもの』と題して講演されました。厚生労働大臣から公布された平成18年9月29日、厚生労働省令第178号の重症心身障害児施設等の「人員、設備及び運営に関する基準」（タイル）の「児童福祉法に基づく指定知障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準」で第84条の規定により大部分が準用される形）を元に、主に施設運営上の施策の理念・原則・方針などについて考察し読み解いていただきました。

契約書には、重症児施設を運営する上での大切な事項が詰まっており、個別の「施設支援計画」「重要事項説明書及び運営規定」の内容も含めて、施設運営に対する理解を深め、施設との信頼関係を築いていく重要性を学びました。

現実には、制度改正が早急に行われ、契約内容について疑問があり「この施設とは利用契約を結びたくない」と思っても、特に重度の方の受け皿が不足し、選べる以前に排除されかねないという不安もある中では「施策の理念・原則・方針」と現実とのギャップがあまりにも大ききように感じます。

障害者自立支援法は「障害者が地域で普通に暮らせる社会の構築を目指す」という内容の主旨がうたわれていますが、大阪府・大阪市・堺市をはじめ各自治体と話し合いを重ねていくなかで、重症児者にとって真に実現可能なものであるのか、どのような問題点があるのか、当事者の会として具体策を出していかなければならないと思います。

利用者負担の軽減措置に話題が向いていますが、法の枠組みから漏れている施策や、「サービスを利用すればするほど負担が増える」応益負担の考え方そのものについて再考されないことに前に進めません。 (S)

感想 「近畿ブロック研修会に参加して」

平成19年1月20日（土）福井県敦賀市で開催されました。

福井県支部が近畿ブロックに加盟されてから初めての開催でした。

当日、私たちは「雪国・福井」を期待して参りましたが、積雪はまったくなく、暖か一日でした。大阪から1時間半で到着し、あらためて福井が身近に思えました。会場は用意した椅子が不足するほどの盛況で、御世話頂いた福井県支部の方々には御礼申し上げます。

通所施設や居宅介護事業などで自立支援法の影響を多大に受け日々苦闘しており、在宅の会員が多い大阪支部の我々にとって、研修の内容は、切実感の強い、生ぬるいとの印象を強くもちました。

しかし、「契約」についての講義では、契約内容は細かくてややこしい、とついつい見過ごすことが多いですが、重要な問題を含んでいることを指摘していただき、改めて契約書の内容と印鑑を押す重要性を勉強しました。

久しぶりに守る会の研修会に参加し、ますます在宅と入所施設の会員の意識の格差について想いをさせながら、ウェルサンビア教養を後にしました。 (I)

2. 自立支援法施行により経過措置となっていた障害者サービス事業につきまして、新制度に移行しても入浴、送迎加算をしてください。

【回答】（福祉推進部障害福祉課）

本市では、障害者サービスの経過措置として、地域生活支援事業の経過措置サービス事業を平成19年3月未まで実施しますが、4月以降については、生活介護や地域活動支援センターの新体系サービスへ移行していただくことになり、利用者も支援の見直しの必要を生じることが予想されます。

新体系サービスの給付額につきましては、国基準が定められており、今のところ、独自の加算は考えておりません。

3. 重点施設の具体化の段階に際して、当事者家族の意見を十分に聞いてください。

【回答】（福祉推進部事業者指導室）

（仮称）健康福祉プラザの整備の中で、重症心身障害者対応施設の具体化につきましては、障害者のニーズやライフサイクルに対応し、住み慣れた地域で自立生活を進めるため、今後とも障害者や関係者の意見を反映できるよう進めてまいりたいと考えております。

重症心身障害児施設の入所希望児者の募集について

（お知らせ）（再掲）



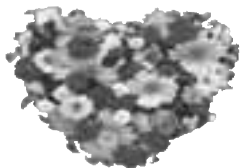
機関紙「支える」52号（平成18年9月30日発行）で詳しくお知らせいたしましたが、重症心身障害児施設 フェニックス、では4月全面オープンに向けて入所希望児者の募集をしています。今回の募集で施設の定員が満たされる予定ですので、入所をご希望の方は下記のとろにご相談下さい。

記

実施法人	社会福祉法人 愛徳福祉会 大阪発達総合療育センター 重症心身障害児施設「フェニックス」
対象者	1) 重度の肢体不自由（身体障害者手帳1、2級相当）で、同時に重度の知的障害（療育手帳A相当）を併せ持つ重症心身障害児（者） 2) 現在の年齢は問いません。小児も含まれますが、原則として18歳未満の発症を前提としています。 3) 本人又は保護者が大阪市内に居住されている方（ただし、市内の施設、医療機関に入院又は療養の方で、帰来先が市外の方は除きます）
受入人数	35名
申込・相談窓口	大阪市中央児童相談所 〒547-0026 大阪市平野区善連西6-2-55 TEL 06-6797-6527 FAX 06-6797-3494

施設の概要、短期利用などについての問い合わせ先
愛徳福祉会 大阪発達総合療育センター 医療相談室
〒546-0035 大阪市東住吉区山坂5-11-21
TEL 06-6699-8731
FAX 06-6699-8134

全国で力を合わせないと
かなわない事があります



「支える会」入会のご案内

大阪府重症心身障害児・者を支える会(全国重症心身障害児(者)を守る会の大阪支部)への入会についてご案内いたします。

【個人会員】 年会費 8,400円
本部「両親の集い」、本会「支える」発行購読料含む
年会費 3,600円
本会「支える」発行購読料含む

【法人・団体会員】 年会費 10,000(1口)
本部「両親の集い」、本会「支える」発行購読料含む

【協力会員】 年会費 3,000円(1口)
(運営資金の協力会員)
本会「支える」発行購読料含む

申込み・問い合わせは事務局までお願いします。

「支える会」事務局

〒545-0021
大阪府阿倍野区阪南町5-15-28
育徳コミュニケーションセンター2階
大阪府重症心身障害児・者を支える会
会長 鈴木 祥子
TEL 06-6624-2555
FAX 06-6624-2556
<郵便振替> 00930-9-69598

支える会ホームページのご案内

ドメイン名 <http://www.sasaru.or.jp/>
メールアドレス osaka@sasaru.or.jp

様々な御意見・御質問や情報をメールや
掲示板にお寄せ下さい。

全国・各地へリンクあり!



会費納入のお願い

既に納入がお済みの方にはあしからずお許しを賜りますようお願い申し上げます。

<問い合わせ> TEL 06-6624-2555
FAX 06-6624-2556

<郵便振替> 00930-9-69598
大阪府重症心身障害児・者を支える会



編集・責任者
〒145-0021
大阪府阿倍野区阪南町五-15-28
育徳コミュニケーションセンター12F
TEL 06-6624-2555
FAX 06-6624-2556
O T K 運営委員長 鈴木 祥子
郵便振替口座
00930-9-69598
大阪府重症心身障害児・者を支える会

発行所 大阪府障害者団体定期刊行物協会
〒156-0851
吹田市千里山西四一七二
定価 五〇円

(会員の方は会費の中に含まれています)

編集委員一同

編集後記

柳沢厚労働相の発言が物議を醸して
います。かつては、森元首相が討論会で「子供を
一人もつくらない女性の面倒を、税金で
なさない」というのはおかしい。今回は、柳
沢大臣が「産む機械」装置の数は決まっ
ているから、あとは一人頭で頑張ってもら
うしかない」と女性を機械に例えて少子化問
題を解説しました。
弱い立場の方を苦しめる歪負担は当然
応負負担と取上げられていました。益を得
ているという考え方が、厚生労働省の本音で
たのでしょ。弱い者や女性に対する人権意識をみんな
で話し合うことも良い機会になったのでは
ないでしょうか。

「強度行動障害問題を考える 研修会」開催

日時：平成19年7月7日(土)午前10時より

場所：大阪国際交流センター 小ホール

講師：門 眞一郎氏
(京都市児童福祉センター副院長 児童精神科医)

詳細は追ってお知らせいたします。

予告

厚生労働科学研究 強度行動障害を中核とする 支援困難な人たちへの支援に関する研究

平成16年度 研究報告書

主任研究者 飯田雅子

- 第1部 児童期の強度行動障害への支援要件の検討
- 第2部 成人期の強度行動障害への療育援助要件の検討
- 第3部 強度行動障害の医療的研究
- 第4部 全国での強度行動障害支援の比較検討システム開発
- 第5部 児童施設における学校教育との連携のあり方についての検討

厚生労働科学研究 飯田班 平成14年・15年 及び16年度研究報告書が「支える会」事務局にあります。(TEL:06-6624-2555 鈴木まで)



利用者様との出会いを楽しみにしております。

ヘルパーさん募集し守り!!

熱意のある方、車の運転ができる方、土日を中心に活動できる方、歓迎します!
登録については履歴書と資格証明書が必要です。



重症児者を支える会居宅介護事業所

事業内容：身体介護 家事援助 移動支援 重度訪問介護
受付時間：9時～18時

〒545-0011 大阪府阿倍野区昭和町4丁目9番17号
TEL:06-6624-2565 FAX:06-6624-2561

支える会泉佐野居宅介護事業所

事業内容：身体介護 家事援助 移動支援 重度訪問介護
受付時間：9時～18時

〒598-0002 大阪府泉佐野市中庄1522-1
TEL:0724-63-2297 FAX:0724-63-2454